

平成22年度随意契約情報(使用料・賃借料)住宅まちづくり部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	建築指導	審査指導	指導調整グループ	財団法人 建築行政情報センター	建築確認支援システムに係る機器装置の再貸借	20100401	20100831	1,188,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(機器の再リース)が特定の者(前賃借契約の相手方)でなければ実施することができないものであるため
2	建築振興	建築振興	建設業許可グループ	財団法人 建設業情報管理センター	建設業情報管理システム電算処理業務にかかるシステム基本料	20100401	20110331	3,150,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(システム使用料)が特定の者(当該システムの管理・運営団体)でなければ実施することができないものであるため
3	建築指導	審査指導	指導調整グループ	財団法人 建築行政情報センター	建築行政共用データベースシステム利用	20100901	20110331	2,645,265	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	建築行政共用データベースシステム業務が特定の者でなければ実施することができないものであるため
4	住宅経営	住宅整備	用地管理グループ	学校法人 大阪医科大学 理事長 植木 實	土地賃貸借契約の締結及び経費の支出について	20110301	20110331	2,641,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(土地賃貸借契約)のため、契約先が土地所有者に限定される。
住宅まちづくり部(使用料・賃借料)					H22.4~5月	2件		4,338,600 円		
					H22.8~9月	1件		2,645,265 円		
					H23.3月	1件		2,641,000 円		
					合計	3件		9,624,865 円		